

入札説明書等に関する質問回答

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
1	実施方針別添資料2 リスク分担保表	27					土地の瑕疵	実施方針別添資料2リスク分担保表に記載のある土地の瑕疵について事業者による土地の調査後に判明した土地の瑕疵(土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財の存在等を除く)に起因する増加費用は事業者負担となっておりますが、どのような内容を想定されておりますでしょうか。 土地の瑕疵については入札説明書等で規定されていない、または規定された事実と異なっていた場合、事業者で事前に費用を想定することが困難であるため、増加費用は発注者様のご負担としていただきたいと考えます。	事業者の調査不備による増加費用の負担を想定しています。 そのため、既存資料を踏まえて適切な調査計画を検討してください。
2	実施方針別添資料2 リスク分担保表	30					技術革新リスク	本庁の指示により発生する以外の技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化により発生する増加費用は事業者のリスクとなっておりますが、事業者にとって過大なリスクであると考えます。利用者にとって多大な影響が発生する事項があった場合に限り、事業者から提案を行い、それに伴う増加費用は貴庁のご負担としていただきたい。	事業者の業務の実施にあたって必要不可欠な場合のみの費用を想定していますが、技術革新による更新等の必要が生じた場合は協議します。
3	資料-1 事業契約書 (案)	10	2		第27条	3	許認可の取得等	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、海上保安庁の事由による内容のため、合理的な増加費用には、金融費用も含まれます。
4	資料-1 事業契約書 (案)	11	2		第31条	2	物価変動に基づく施設費の改定	以下赤字部分の修正をお願いいたします。 海上保安庁又は事業者は、前項の規定による請求があったときは、変動後→前工事代金額(建設工事費から当該請求時の出来形部分に相応する建設工事費を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち～	ご指摘の箇所について修正します。
5	資料-1 事業契約書 (案)	11	2		第31条	6	物価等の変動に基づく施設費の改定	「施設整備期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、建設工事費が著しく不適当となったときは、海上保安庁又は事業者は、前各項の規定にかかわらず、建設工事費の変更を請求することができる。」との記載がございますが、令和7年3月28日公表の実施方針(案)等に関する質問書への回答書No.69では「建中金利自体について、単独で市場金利の変動等によるスライド協議の対象とすることは想定していませんが、建中金利は施設整備費に含まれることから、いわゆる「インフレスライド」の対象となります。」との回答がございます。 実施方針(案)に対する質疑回答の内容を正とし建中金利についても施設整備費に含まれるためインフレスライドの対象となるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、建中金利もインフレスライドの対象となります。
6	資料-1 事業契約書 (案)	12	2		第33条	2	要求水準の変更による措置	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、海上保安庁の事由による内容のため、合理的な増加費用には、金融費用も含まれます。
7	資料-1 事業契約書 (案)	12	2		第34条	4	臨機の措置	貴庁にご負担いただく「当該措置に要した費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	当該措置に要した費用のうち、事業者が事業費の範囲において負担することが明らかに適当でない認められる部分については金融費用を含みます。

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
8	資料-1 事業契約書 (案)	12	2		第35条	1	第三者に生じた損害	事業者が負担する損害は、「本事業の実施に関して第三者に損害を及ぼした場合(通常避けることのできない騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、悪臭、電波障害又は交通渋滞等の理由により第三者に損害を及ぼした場合を除く。)」との記載がございますが、「通常避けることのできない騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、悪臭、電波障害又は交通渋滞等の理由により第三者に損害を及ぼした場合」については当該損害に対する賠償は貴庁のご負担との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、海上保安庁が負担しますが、事業者には、第三者へ損害を及ぼさないように最大限の配慮を求めます。
9	資料-1 事業契約書 (案)	12	2		第35条	3	第三者に生じた損害	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、海上保安庁の事由による内容のため、合理的な増加費用には、金融費用も含まれます。
10	資料-1 事業契約書 (案)	13	2		第36条	4	法令変更による措置	法令等の変更等により、本事業の実施に関して事業者が発生する増加費用には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	第36条 第4項 第1号については、該当しません。 第36条 第4項 第2号については、ご理解のとおりです。 第36条 第4項 第3号については、協議によって決定することとします。
11	資料-1 事業契約書 (案)	14	2		第37条	3	不可抗力による措置	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	別紙6の 2. ⑤に示す通りです。
12	資料-1 事業契約書 (案)	14	2		第38条	3	中断による措置	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、海上保安庁の事由による内容のため、合理的な増加費用には、金融費用も含まれます。
13	資料-1 事業契約書 (案)	15	3	1	第43条	4	関係資料等の貸与	「貸与した関係資料の利用に係る一切の責任は事業者が負担する。」、「関係資料と事業者の調査結果との間に齟齬があっても、事業者が自ら調査して確認するものとし、海上保安庁は責任を負わない。」との記載がございますが、入札前にご提示いただいた資料の不備を事業者で想定し費用負担を行うことは困難なため、資料の不備に関連して発生した増加費用は貴庁のご負担としていただきたいと思います。	原文のとおりとします。
14	資料-1 事業契約書 (案)	15	3	1	第44条	3	近隣対策	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、海上保安庁の事由による内容のため、合理的な増加費用には、金融費用も含まれます。
15	資料-1 事業契約書 (案)	15	3	1	第44条	4	近隣対策 環境対策リスク	「前項以外の近隣住民等の要望活動又は訴訟に起因して増加費用が生じる場合は、事業者が負担する。」、リスク分担表には「本事業の実施に関して、海上保安庁の帰責事由以外により生じた近隣住民等の要望活動・訴訟に起因する増加費用」は事業者負担となっておりますが、本事業の実施自体について近隣住民から要望活動又は訴訟が発生した場合には増加費用の負担は貴庁であるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、本事業の実施自体による近隣住民から要望活動又は訴訟が発生した場合の費用は海上保安庁が負担します。 なお、第4項の規定は、事業者に帰責事由がある場合を想定しています。
16	資料-1 事業契約書 (案)	16	3	1	第45条	1	引渡し等の遅延 又は変更に伴う 措置	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、海上保安庁の事由による内容のため、合理的な増加費用には、金融費用も含まれます。
17	資料-1 事業契約書 (案)	16	3	1	第46条	5	調査	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、海上保安庁の事由による内容のため、合理的な増加費用には、金融費用も含まれます。

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
18	資料-1 事業契約書 (案)	19	3	3	第54条	4	実施工程表	工事進捗の遅延を早期に把握する目的との理解ですが、出来高予定よりも進捗している状況においても(遅延している状況ではなくても)、5%超の変動が生じた場合には理由が必要となるのでしょうか。	作業が予定よりも進んでいる場合については理由は不要です。
19	資料-1 事業契約書 (案)	21	3	5	第63条	2	引渡し	プロジェクトファイナンスでの融資実行を受けるためには、金融機関に対し、施設引渡し済んだことを確認できる証拠の提出を必要とします。 事業者が発行いただく引渡受領書について引渡しからの程度の期間でご対応いただけますでしょうか。	1週間程度でのお渡しとなります。
20	資料-1 事業契約書 (案)	21	3	5	第63条	2	引渡し	「引渡受領書」は引渡し当日に事業者に交付されるとの理解でよろしいでしょうか。	「引渡受領書」については、回答No.18のとおり、引渡し後1週間程度で事業者に交付します。
21	資料-1 事業契約書 (案)	23	4	1	第73条	3	各建物の損傷	「当該復旧に要する費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	第73条については、維持管理期間中にかかる規定であり、基本的に73条の損傷の復旧に要する費用に金融費用が含まれると想定していませんが、その時点で協議を行うこととします。
22	資料-1 事業契約書 (案)	24	5		第75条	2	施設整備費の支払	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、海上保安庁が負担する費用については、合理的な増加費用に金融費用も含まれます。
23	資料-1 事業契約書 (案)	24	5		第75条	4	施設整備費の支払	施設整備費の減額だけでなく同額の違約金の設定が存在すると、プロジェクトファイナンスによる資金調達に際し、SPCは当該違約金に応じた現金の積立て等を金融機関から求められることが想定されます。当該積立金は、資本金や事業者劣後融資等で補うこととなり、SPCのコストが上昇し、ひいては入札における提案価格の上昇に繋がると思料いたしますので、当該違約金にかかる記載の削除を検討いただきたく存じます。	当該箇所については、「施設整備費の減額を行います。又、提案等の未達成の状況に応じて違約金の請求を行うことができる。」とします。
24	資料-1 事業契約書 (案)	24	5		第75条	6	施設整備費の支払	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、海上保安庁の事由による内容のため、合理的な増加費用には、金融費用も含まれます。
25	資料-1 事業契約書 (案)	25	5		第76条	3	維持管理費及びその他の費用の支払	「合理的な費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	第76条については、維持管理期間中にかかる規定であり、基本的に76条の維持管理費の支払いに係る金融費用は想定していませんが、必要な場合は協議を行うこととします。
26	資料-1 事業契約書 (案)	25	5		第76条	5	維持管理費及びその他の費用の支払	維持管理費又はその他の費用の減額だけでなく同額の違約金の設定が存在すると、プロジェクトファイナンスによる資金調達に際し、SPCは当該違約金に応じた現金の積立て等を金融機関から求められることが想定されます。当該積立金は、資本金や事業者劣後融資等で補うこととなり、SPCのコストが上昇し、ひいては入札における提案価格の上昇に繋がると思料いたしますので、当該違約金にかかる記載の削除を検討いただきたく存じます。	当該箇所については、「当該部分に係る維持管理費の減額を行います。又、提案等の未達成の状況に応じて違約金の請求を行うことができる。」とします。
27	資料-1 事業契約書 (案)	28	6	2	第81条		事業者の帰責事由による契約解除等の効力	第1回目の入札説明書等に関する質問回答No.23にて貴庁の任意・帰責事由による契約解除の場合には設計図書や、SPC経費、金融費用などの合理的な費用も出来形に含まれるとご回答いただいておりますが、事業者帰責による契約解除に至った場合もSPC諸経費などは出来高に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、事業者の帰責による契約解除においても出来形にSPC諸経費などは含まれます。

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
28	資料-1 事業契約書 (案)	28	6	2	第81条	3	事業者の帰責事由による契約解除等の効力	「出来形部分」には、出来形を構築する上で必要であった費用(事前調査費、会社経費、金融費用等)も合理的な範囲で含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、事業者の帰責による契約解除においても出来形にSPC諸経費などは含まれます。
29	資料-1 事業契約書 (案)	29	6	2	第82条	3	海上保安庁の任意による又は海上保安庁の帰責事由による契約解除の効力	「出来形部分」には、出来形を構築する上で必要であった費用(事前調査費、会社経費、金融費用等)も合理的な範囲で含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、事業者の帰責による契約解除においても出来形にSPC諸経費などは含まれます。
30	資料-1 事業契約書 (案)	29	6	2	第83条	1	法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力	「出来形部分」には、出来形を構築する上で必要であった費用(事前調査費、会社経費、金融費用等)も合理的な範囲で含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、事業者の帰責による契約解除においても出来形にSPC諸経費などは含まれます。
31	資料-1 事業契約書 (案)	30	6	3	第85条	3	海上保安庁の任意による又は帰責事由による契約解除の効力	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、海上保安庁の事由による内容のため、合理的な増加費用には、金融費用も含まれます。
32	資料-1-2 業績等の監視及び改善 要求措置要領	7	3	2			維持管理業務に係る減額並びに罰則点及び功績点の付与方法 (2) 減額算定及び罰則点付与のための区分	業務不履行支払区分の対象となる事業で減額又は罰則点の付与を行った場合、業務不履行支払区分のみならず、その他の費用の支払区分についてもあわせて、減額又は罰則点の付与を行うことは、過重ではないでしょうか。	原文のとおりとします。 業務不履行に対応する部分については減額。業務不履行に対する罰則点については、業績等の監視の目的から必要と考えています。
33	資料-1-2 業績等の監視及び改善 要求措置要領	7	3	2	1		維持管理業務に係る減額並びに罰則点及び功績点の付与方法	念の為の確認にはなりますが、設計及び建設等に係る対価については、維持管理運営業務期間におけるモニタリングによる減額対象外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、設計及び建設等に係る対価については、維持管理運営業務期間におけるモニタリングによる減額対象外です。
34	資料-1-2 業績等の監視及び改善 要求措置要領	10	3	2	3	2	重大な事象に対する減額	業務不履行支払区分の対象となる事業で減額又は罰則点の付与を行った場合、業務不履行支払区分のみならず、その他の費用の支払区分についてもあわせて、減額又は罰則点の付与を行うことは、過重かと考えます。維持管理業務にかかるモニタリングにより、その他の費用にも減額又は罰則点の付与を行う理由について、ご教示ください。	重大な事象に対する減額措置として、より重い罰則としています。
35	資料-2 要求水準書	47	4	6	3		事前調査業務について	要求水準書において「事業者は設計に先立ち、必要に応じて事業敷地に関する設備の社会基盤調査、敷地調査(平面・高低)、電波障害事前調査、土壌調査、生活環境に関わる調査(風害、日照、景観等)、埋蔵文化財調査を行う。調査毎に調査計画書及び調査報告書を作成し、海上保安庁に提出する。」とありますが、生活環境に関わる調査について当該敷地は山と海に面した場所であり、風害、日照、景観等の影響を及ぼす建物が近隣にはないと思われます。調査が必要であれば、具体的に想定されている調査の内容をご教示ください。	敷地内における電波(携帯電話・テレビ)障害の調査は必要であると想定しております。そのほかの調査については、事業者によりご判断願います。
36	資料-2 要求水準書	4	2	4			施設整備業務の期間	10月24日付の対面的対話の質問回答No.9で2期工事における新実習棟と学生寮Ⅱ期の引き渡しの時期の件で「計画通知1申請で2棟を申請することが可能」と回答いただきましたが、先行引き渡しになる新実習棟に関しては、申請上仮使用だった場合でも、事業者と貴庁との間で互いに完成したことの合意を取り、引渡し書等を交わせば、引渡ししたものとして、新実習棟の割賦支払を開始していただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、事業者と当庁との間で互いに完成したことの合意を取り、引渡し書等の提出をもって引渡ししたものとし、新実習棟の割賦支払を開始します。

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
37	別添資料1-2 適用基準等一覧	1					【官庁施設の総合耐震・対津波計画基準】 鉄骨造の変形制限	S造を採用し、大地震動時の層間変形角の制限値(=1/100)を満足させる場合、過度に耐力が増大し不経済な設計となります。 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準には「大地震動時の層間変形角の制限値を超える場合においては、大地震動時の層間変形角の目標値を適切に設定するものとする。その場合においても、建築非構造部材及び建築設備について支障がないことを確認する。」と記載があります。目標値を1/60以下とし、建築非構造部材及び建築設備について支障がないことを確認する方法については、以下の方法と考えますが宜しいでしょうか。 建築非構造部材: 目標層間変形角に対して脱落等が無いことを確認 建築設備: 「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」を参考に、目標層間変形角に対して配管等が追従できることを確認。	1/60を採用する場合には、建築構造部材は脱落が無いことを確認できる実績実例を示して証してください。 建築設備等各部材は追従できることを確認できる実績実例を示して証してください。
38	別添資料2-1-1 各室性能表	1					A11トレーニングルーム	実施方針等に関する質問への回答書No.69にて、トレーニングルームはハンドボール投げ等の体力テストの実施を想定しており、天井高を5mにするとご回答いただいておりますが、ハンドボール投げ等は屋外等での実施をご検討いただき、トレーニングルームと柔道場は天井高を既存のトレーニングルームの天井高に合わせる提案をお認めいただけないでしょうか。 他の室に極力合わせて、階高を下げた方がコストメリットが大きいと思慮いたします。	既存のトレーニングルームは器材トレーニングの場であり、新トレーニングルームは雨天時の運動場所を確保するためのものであり使用用途が違うため、水準書に示す天井高は最低限必要な高さとなります。
39	別添資料2-1-1 各室性能表	3					B11食洗場	B11食洗場の面積が33㎡の記載があり、別添資料2-1-2に50人で洗浄作業するために十分な面積とすることとあります。また、「現在の厚生棟と同様の配置(別添資料2-1-2 P32)と同様の配置とすること。」とあります。現在の厚生棟の食洗場図面のご提示頂いておりませんが、現地見学会で拝見させていただいた際、現状の食洗場がかなり広く、別添資料2-1-3に記載の食器保管庫7台等の設置が困難です。建築条件上平面的な面積に限りもありますので炊事場と合わせて827食分供給可能な計画のご提案とさせていただけないでしょうか。	B11食洗場の面積が33㎡は誤記となります。(33㎡は炊事場事務室のものとなります) なお、B11食洗場の面積に指定はありませんが水準書に示す機器や使用条件等を考慮し適切な広さで提案してください。
40	別添資料2-1-1 各室性能表	3					B10炊事場、B11食洗場	質問No.38に関連し、厨房機器について貴庁の調達と事業者調達の機器があります。貴庁による調達機器は移設等を想定されておられるのでしょうか。もし新規購入であれば提供能力を確保する前提で貴庁による調達、事業者調達共にの機器のスペック・台数を変更し、ご提案することは可能でしょうか。	当庁の調達機器についてはすべて新規調達を想定しており、移設を想定しているものはございません。機器については、 ・電気回転釜(200L4台) ・コンビオープン(4台) の台数については水準書どおりでご提案をお願いいたします。その他につきましては、提供能力を確保したうえでスペック・台数を変更いただいても構いませんが、器具の固定や専用水栓の設置等の点につきましては、できる限り水準書どおりご提案をお願いいたします
41	別添資料2-1-2 各室の性能特記事項	1					【新教舎兼複合訓練棟】全般	「2階及び3階の吹き抜け階段に面した壁面にはカウンターテーブルおよび椅子を配置すること。」とありますが2階・3階のプレゼンテーション階段廻りは生徒が集まって見学・参加できるようオープンなスペースとしたいと考えますが宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
42	別添資料2-1-2 各室の性能特記事項	13					【新教舎兼複合訓練棟】 A27調理実習教室	「パーテーション等で30名程度ずつに2分割使用を可能とする。」とあり、また「天井据え付けのスクリーン100インチ(幅2280mm×高さ1680mm、16:9)、プロジェクターを設置する予定のため、それに耐えうる構造とする。」、別添資料2-1-3で貴庁による調達となっていますが、2室に分割使用することから2組設置すると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 分割後それぞれの部屋に機器が設置できるように計画してください。

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
43	対面的対話に関する質問回答・回答資料別添1～3 別添資料2-1-2	38・39					【新実習棟】 D6・D7・D8整備実習室(基本作業)、整備実習室(整備作業)、機体格納庫	各室にコンプレッサーから空気配管を床下に敷設できるピットを設ける旨の記載がありますが、10月24日付の対面的対話の質問回答でいただいた別添1～3の資料にコンプレッサー・ピット等の記載がありません。ピットの範囲は室の外周部をコの字で設置するレイアウトと考えて宜しいでしょうか。	整備実習室(基本作業)、整備実習室(整備作業)のレイアウトイメージのとおり配置された作業台に供給する取り出し口を18～20か所設置していただけたら結構ですので、空気配管はコの字でも中央まで1本の配管で来て途中で左右(もしくは前後)分岐しても構いません。
44	別添資料2-1-2各室の性能特記事項						機器・什器のレイアウトについて	A12ディーゼル機関実習室、A13補助ボイラ実習室、A20工作実習室、A21補機実習室、A22自動制御実習室、A23電気実習室、A24機関教材室に設置する機器・備品等において、別添資料2-1-2・2-1-3に記載のある機器で、機関教室要求諸室面積試算(案)に記載されていない、もしくは名称が若干異なるものが複数ございます。要求されている機器が機関教室要求諸室面積試算(案)のどの機器に対応しているのかわかる資料をいただけないでしょうか。	別紙のとおりとします。 ※別紙については、入札説明書に記載の担当部局までお問い合わせください
45	別添資料2-1-2各室の性能特記事項						機器・什器のレイアウトについて	D6整備実習室(基本作業)・D7整備実習室(整備作業)・D8機体格納庫において、高圧空気用コンプレッサー(D6・7・8)、足踏み切断機(D6・7)、映像配信装置(D6・7・8)の大きさの記載がありません。大きさの分かる資料をいただけないでしょうか。	別紙のとおりとします。 ※別紙については、入札説明書に記載の担当部局までお問い合わせください
46	別添資料2-1-2各室の性能特記事項						A20工作実習室とA24機関教材室間の壁について	新教舎兼複合訓練棟において、要求水準の面積を確保するため、A20工作実習室とA24機関教材室を隣合わせの配置とした場合、工作実習室と機械教材室間の壁を取止めるでもよろしいでしょうか。必要である場合、室の間を完全に区切るのではなく、3m程度の高さまでの壁とすることは可能でしょうか。	別添資料2-1-2各室の性能特記事項記載のとおり、船舶職員及び小型船舶操縦者法に規定する船舶職員養成施設の「工作実習室」の施設基準に適合する場合は取りやめても問題ありません。
47	別添資料2-1-3各室に設置する機器・備品等	2					天井クレーン	ディーゼル機関実習室・工作実習室・機関教材室に各々設置されている天井クレーンについてディーゼル機関実習室で要求されている最大能力のクレーン一基を設置しその他の部屋に走行することで兼用する事でよろしいでしょうか。	問題ありません。
48	別添資料2-1-3各室に設置する機器・備品等	7					炊事場事務室	炊事場事務室にパーテーションの記載がありますが、設置の意図はどのようなものなのでしょうか。計画によっては不要と考えても宜しいでしょうか。	パーテーションは更衣室を男女で区切る際、従業員の人数及び男女比率によって流動的に一つの部屋を区分けできるよう要望しております。そのため、更衣室が男女共用で使用でき、従業員の人数によって流動的に部屋を区分けできるような仕様であれば問題ございません。
49	別添資料2-2 建設工事に関する留意事項	1					b. 施工時間	【年間行事】に記載されている入学式・卒業式・基本動作協議会にて前日および当日のグラウンド部施工不可との明記がございますが明記されているグラウンド部分は正面通路から右側(海側)部分との認識でよろしいでしょうか	入学式・卒業式については、式典となるため、構内全域において前日及び当日の施工不可。 基本動作競技会については、本年から実施していないため年間行事から削除とします。
50	別添資料2-2 建設工事に関する留意事項	1					b. 施工時間	【年間行事】に記載されている入学式・卒業式・基本動作協議会にて前日および当日のグラウンド部施工不可との明記がございますが、工事期間中は正面通路から左側(山側)部分は資材置き場等確保のため占有してよろしいでしょうか。	工事期間中は正面通路から左側(山側)部分は資材置き場等確保のため占有して問題ありません。
51	別添資料2-2 建設工事に関する留意事項	2					e. 工事用電力、光熱水費等について	工事用電力、光熱水については最寄りのキュービクルや配管等から分岐して電力量計、量水器等を設置し、費用を清算させて頂くこととして宜しいでしょうか	工事用電力、光熱水については最寄りのキュービクルや配管等から分岐して電力量計、量水器等を設置し、費用を清算することで、問題ありません。

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
52	様式17-4添付(各種チェックシート)						教舎兼複合訓練棟会議室機器・備品等	1F会議室において、様式17-4添付③諸室性能チェックシートにスクリーンボックスと白板・黒板が「要」になっておりますが、別添資料2-1-2・2-1-3には見当たりません。不要と考えて宜しいでしょうか。必要な場合、サイズ・仕様・箇所数等をご指示ください。	スクリーンボックス、白板・黒板は不要です。
53	様式A-2添付①事業費の内訳(収入計画)						維持管理期間中のその他費用	主にSPC運営に係る諸経費を入力する想定ですが、棟ごとに分割することが難しい費用の入力方法は事業者の提案でよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
54	様式A-2添付①事業費の内訳(収入計画)						事業費の支払い区分	維持管理費、その他の費用について、各棟毎に業務別に入力が求められておりますが、選定事業者の提案に伴う設置設備等の保守点検業務費や清掃業務費の項目がございません。事業者の方で別途行を追加し、入力する方法でよろしいでしょうか。	必要に応じて行を追加してください。
55	様式B-5-19						建設工事費等(新教舎、寮Ⅰ、寮Ⅱ、実習棟)	各棟毎に設計費の記載が求められておりますが、設計業務は棟毎に設計期間を分けて、同時並行で実施する場合、設計費の記載は棟毎に分けるのではなく、1棟目の竣工となる新教舎兼複合訓練棟の欄に設計費総額を記載させていただきたい。第1回目の対面的対話でもご回答いただきましたが、それに併せて、設計費の支払いスケジュールも、棟毎に分けるのではなく、新教舎兼複合訓練棟の竣工後に設計費総額の支払を開始するスケジュールとしていただけないでしょうか。	設計業務を棟毎に設計期間を分けて、同時並行で実施することは提案に委ねますが、設計費用については、棟毎に記載してください。
56	対面的対話に関する質問回答(別添資料)						質問回答No.12 機器のレイアウトについて	A12ディーゼル機関実習室、A13補助ボイラ実習室、A20工作実習室、A21補機実習室、A22自動制御実習室、A23電気実習室、A24機関教材室に設置する機器・備品等において、要求水準書に寸法・品番が記載されていないものは、機関教室要求諸室面積試算(案)に記載された大きさの機器を設置する予定であるという理解でよろしいでしょうか。	機器の大きさについて、試算時は概算で見積もっています。実際に設置する機器についても試算時の大きさを超過したり、機器等の変更したりすることは想定しておりません。
57	対面的対話に関する質問回答(別添資料)						質問回答No.12 機器のレイアウトについて	A12ディーゼル機関実習室、A13補助ボイラ実習室、A20工作実習室、A21補機実習室、A22自動制御実習室、A23電気実習室、A24機関教材室に設置する機器・備品等において、要求水準書別添資料2-1-2、2-1-3に記載がないが、機関教室要求諸室面積試算(案)に記載がある機器については、設置するという理解でよろしいでしょうか。設置する場合、機関教室要求諸室面積試算(案)に記載された機器の大きさが正しいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、機関教室要求諸室面積試算(案)に記載された機器の大きさが正となります。
58	対面的対話に関する質問回答(別添資料)						質問回答No.12 搬入用開口について	A12ディーゼル機関実習室とA24機関教材室とを隣接とした場合、搬入用開口とシャッターを兼用し、二室で一つとしてもよろしいでしょうか。	要求水準書記載のとおり各室に設置してください。
59	対面的対話に関する質問回答(別添資料)						質問回答No.12 開口種別について	対面对話の質疑回答でいただいた(別添1)D6整備実習室(基本作業)、(別添2)D7整備実習室(整備作業)のレイアウトイメージにおいて、出入口扉の表記が親子扉となっておりますが、要求水準書別添資料2-1-2では、防音ドア(大型引き戸タイプ)となっております。どちらが正でしょうか。	要求水準書別添資料2-1-2のとおり、防音ドア(大型引き戸タイプ)でお願いします。また、要求水準書特記事項にあるとおり、完成後に確実に実習機を実習棟へ搬入できるようにシャッターの位置、シャッターの大きさ等対処いただけますようよろしくお願いします。

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
60	対面的対話に関する質問回答(別添資料)						質問回答No.12 機器・什器のレイアウトについて	D6整備実習室(基本作業)において、別添資料2-1-3の設置する機器・備品等には重量机(110kg×10台、75kg×10台)の記載がありますが、対面対話の質疑回答でいただいた(別添1)D6整備実習室(基本作業)のレイアウトイメージには重量機の記載がありません。また、(別添1)D6整備実習室(基本作業)のレイアウトイメージには、作業台とリギング練習台がそれぞれ6台設置されていますが、別添資料2-1-3には記載がありません。どちらが正でしょうか。	作業台とリギング練習台はそれぞれ重量机(110kg×10台、75kg×10台)で作成されています。(例:重量棚に万力を付けて作業台となっています)よって、それぞれ重量機は必要です。両方の実習室を合わせて重量机(110kg×10台、75kg×10台)が必要です。
61	対面的対話に関する質問回答(別添資料)						質問回答No.12 機器・什器のレイアウトについて	D7整備実習室(整備作業)において、別添資料2-1-3の設置する機器・備品等には重量机(110kg×10台)の記載がありますが、対面対話の質疑回答でいただいた(別添1)D6整備実習室(基本作業)のレイアウトイメージには重量機の記載がありません。また、(別添1)D6整備実習室(基本作業)のレイアウトイメージには、机(作業台)が2台しか設置されていません。どちらが正しいでしょうか。	上記(No60)と同様。
62	対面的対話に関する質問回答(別添資料)						質問回答No.12 機器・什器のレイアウトについて	D6整備実習室(基本作業)・D7整備実習室(整備作業)において、作業用机・椅子22名分を収納できる壁面内収納を整備することとありますが、ここでいう作業用机とは、重量机とは別の収納可能な机という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、作業用机は重量機とは別の収容可能な机です。
63	別添資料2-1-1,2-1-2,2-1-3	3					B11食洗場・B12炊事場	B11食洗場の面積が33㎡の記載がありますが、別添資料2-1-3、各室に設置する機器・備品等に記載の食洗場に設置の機器をレイアウトした場合、33㎡では納まりません。同別添資料2-1-3 B12に食品庫約60㎡を想定と記載されている面積から食洗場の面積が増となった分を減とさせていただきますが宜しいでしょうか。	食洗場、炊事場の位置関係については記載のとおりで差し支えございませんが、各機器の配置につきましては、調理から食事提供までの動線をイメージしていただき、具体的に設置する機器や各室の性能特記事項を考慮したうえで、ご提案をお願いいたします。
64	別添資料2-1-2						新教舎兼複合訓練棟・新実習棟の実習室・機体格納庫・天井クレーンの範囲・機器のレイアウトについて	新教舎棟兼複合訓練棟・新実習棟において、天井クレーンを設置する室について部屋ごとに設置するのではなく、複数の部屋で共有して利用できる天井クレーンとしても問題ないでしょうか。	・新実習棟機体格納庫については、複数の部屋で共有しても問題ありません。ただし、天井クレーンが機体格納庫内をほぼ動けるようにしてください。 ・新教舎棟兼複合訓練棟については、KYTミーディング区画にあっては重量物をクレーンで搬出入する予定はないので、KYT区画は走行範囲外にさせていただいて構いません。 なお、開口部から荷台部分等を持ち入れた車両からの吊り荷吊り上げも想定しているため、車両からの吊り荷吊り上げができるようにしてください。
65	別添資料2-1-2,2-1-3	7,2					【新教舎兼複合訓練棟】A12ディーゼル機関実習室	ディーゼル機関実習室の天井クレーン安全使用荷重(SWL)について、別添資料2-1-2と2-1-3で5tと6tの記載があり、不整合となっています。どちらが正しいでしょうか。	6tが正です。なお、想定する最大の荷重は船用エンジン(ヤンマー6NY16R L)約5870kgです。
66	事業者選定基準	7					B-1施設全体に係る施設計画B-1-1全体施設配置計画③加点項目及び配点	様式B-1-1の加点項目が全体施設配置計画となっていますが重視する点には「環境保全・省エネルギー対策に係る工夫・提案、低酸素社会への貢献に係る工夫・提案、CASBEE への取組に係る提案(要求水準ではB+を要求)」となっています。他の紙面に全体の施設配置計画に関して記載するものがないですが、様式B-1-1に全体施設配置計画を記載した場合、評価していただけるのでしょうか。	事業者選定基準の7ページのB-1-1の項目名が誤っていましたので、「環境への配慮」に修正します。施設全体の配置計画については、各建物を建てる場所を海上保安庁から指定しているため、評価の対象外としています。
67	要求水準書	16	4	3	1	2	撤去建物・工作物の概要と床面積	撤去建物・工作物に関して、杭を含めて基礎構造を解体することになっておりますが、仰青寮に関しては、10月24日付の対面的対話の質問回答No.38にて撤去後は砂利敷きならし程度の整備で構いませんとの回答をいただいているため、杭を含めた基礎構造を残置する提案をお認めいただけないでしょうか。	杭を含めた基礎構造を残置することは差し支えありません。事業者の提案に委ねます。

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
68	資料2 要求水準書	64	5	1	5	8	維持管理に係る記録及び事業終了時の引き継ぎ	修繕業務について、無用な修繕更新を無くし、事業費を効率的かつ効果的に活用することを目的に、毎年度施設の適切な保守管理を実施することを前提としつつ、当初の修繕計画と各年度に行う保守・点検結果の双方を基に、次年度に実施する修繕内容について実施の必要性、実施の可否を貴庁と事業者にて協議し決定することによってよろしいでしょうか。 予期せぬ事由で発生したものや耐用年数や使い方を考慮した上で要因が不明なものにより、SPCの事業継続へ影響を及ぼすような当初予定していた事業費に対して過大な規模の修繕が発生した場合は、修繕実施の可否や事業費も含め協議とさせていただけないでしょうか。 協議により当初計画にて実施予定だった修繕を先送りする(もしくは前倒しする)場合には、その対象費用は事業者側で積み立てて次年度以降の必要な修繕に活用し(前倒しする場合には積み立てた費用の活用及び不足する場合には費用立替にて修繕を実施し)、また最終年度まで当初提案した費用の積み立てが残る場合には、事業終了までに使い切れるように活用方法を貴庁及び事業者で協議合意して修繕等に活用することとします。積み立てた費用や利用した費用の推移等については、各年度に提出する業務計画書、業務報告書に記載し透明化、共有化を図ります。	無用な修繕更新を実施することが無いように事業費の有効活用を目的に、各年度の修繕更新の内容については事業者の計画を基に修繕更新の必要性、実施の可否について協議します。事業者の責に帰さないと合理的に判断できるものや、耐用年数や使い方を考慮した上で要因が不明なものにより事業継続へ影響を及ぼすような、当初予定の事業費に対し過大な規模の修繕が発生した場合には、修繕の実施内容や費用負担も含め協議します。但し、耐用年数を経過した設備機器等に関しては協議の対象としません。
69	資料1-3 事業費の算定及び支払方法	6	2	3	(1)	②	割賦手数料	割賦の基準金利を最長20年近くの長期固定金利に設定した場合、調達先の金融機関は金利上昇リスクを見越して高めの金利を設定する可能性が高いです。よって、10年ごとに再固定(金利を見直し)する方式の方が、将来の金利変動リスクを低く抑えられる(調達金利を抑えられる)ため、金利見直しを再度ご検討いただけないでしょうか。また、見直しにご対応いただける場合、見直し後の金利指標は割賦残存期間に応じた指標のご採用お願いいたします。(例:残存期間が5年の場合、TONA5年物)	事業期間の途中で金利指標の見直しは行いません。

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
70	対面的対話に関する質問回答	10					質問回答No.57 割賦元本及び割賦金利の支払い	割賦元本および割賦金利の「支払時期」と「利息計算期間」について念のため確認させてください。 割賦支払いスケジュールの考え方として、以下の2つのパターンが考えられます。どちらの想定でお考えか、ご教示いただけますでしょうか。 【パターン①:将来期間の金利を期初に支払うケース】 ■初回支払 ・引渡日:2029年12月31日 ・利息計算期間:2030年1月1日～2030年3月31日(3か月分) ・元本:元金均等返済 ・支払時期:2030年3月末まで ■2回目以降の支払 ・利息計算期間:2030年4月1日～2031年3月31日(1年間) ・元本:元金均等返済 ・支払時期:2030年4月30日(期初払い) この場合、これからの1年間分(将来分)の利息を期初にまとめて支払う形になります。 【パターン②:前年度分の元本・利息を翌期期初に支払うケース】 ■初回支払 パターン①と同様 ■2回目以降の支払 ・利息計算期間:2030年4月1日～2031年3月31日(1年間) ・元本:元金均等返済 ・支払時期:2031年4月30日(翌期初払い) この場合、既に経過した1年間分の利息(実際に発生した分)を翌期期初に支払う形となります。 上記のうち、将来期間分の金利を期初にお支払いいただくパターン① または、前年度分の元本・利息を翌期期初にお支払いいただくパターン② のどちらを想定されているか、確認させていただきますと幸いです。	パターン①を想定しています。 なお、初回支払いの時期は引渡の翌月を予定しているため、金利は発生しない想定です。